

# 入 会 申 込 書

千葉県技能士会連合会の趣旨に賛成し、支部会員として入会を申し込みます。

令和 年 月 日

千葉県技能士会連合会長 様

支部所在地 \_\_\_\_\_

支部の名称 \_\_\_\_\_

支部代表者  
役職・氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

担当部署 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

T E L \_\_\_\_\_

F A X \_\_\_\_\_

e-mail \_\_\_\_\_

加入者数 名 (別紙「入会者名簿」のとおり)

別紙「入会者名簿」

支部名

級名	技能士名		氏名	生年月日	〒	住所	TEL	勤務先	令和 年度				
	職種名 (作業名)	年度							技能士番号	加入金 500円	会費 月割	合計	加入月

(注) 級名は、特級:特/1級:1/2級:2/3級:3/単一等級:単一 職種名は上段/作業名は下段 年度は、昭和:S/平成:H 生年月日は、昭和:S/平成:H

# 千葉県技能士会連合会会費規程

昭和 47 年 9 月 2 日  
一部改正 昭和 52 年 6 月 24 日  
一部改正 昭和 56 年 6 月 26 日  
一部改正 平成 10 年 7 月 9 日  
一部改正 平成 23 年 6 月 14 日

(規定の制定)

第 1 条 この規定は、千葉県技能士会連合会規約第 9 条の規定に基づく本会会員の納入する会費に関し必要な事項を定める。

(会費の額)

第 2 条 本会の会費は次のとおりとする。

- |   |  |                |
|---|--|----------------|
| 1 | 支部会員会費(団体・事業所支部所属の正・準会員)                       | 年額 600 円       |
| 2 | 個人会員会費(中央支部所属の正会員)                             | 年額 1,500 円     |
| 3 | 賛助会員会費   | 年額 一口 10,000 円 |
| 4 | 1号・2号及び3号の規程に関わらず、本会役員(理事以上)の会費は年額 1,000 円とする。 |                |

(加入金)

第 3 条 加入金 500 円

(納付期日および納付方法)

第 4 条 会費は原則として全額一時払いし、個人会員及び支部会員の会費納付期日は、毎年 12 月 20 日までとする。

2 個人会員及び支部会員の新規加入者は、加入金に会費を加えた額を加入と同時に納付する。ただし、年度の途中において会員となった者の会費は、加入した月を含めて月数割で算定した額とする。

(指定金融機関)

第 5 条 会費は原則として会長が指定する金融機関の本会の口座振込または郵便振替で払い込むものとする。

(会費の不返還)

第 6 条 会員が年度の中途において本会を退会したときは、既に納入した会費は返還しない。